

居宅療養管理指導サービスの提供開始にあたり、厚生省令第37号第8条に基づいて、当事業者が説明する重要事項は次の通りです。

## 1. 事業者概要

事業者名称	第一薬局 船橋店（千葉県知事指定居宅療養管理指導サービス事業者）
事業所の所在地	千葉県船橋市東船橋3-14-8
指定番号	1242844058
開設者名	第一薬局 船橋店
電話番号	047-406-5501

## 2. 事業の目的と運営方針

事業の目的	要介護状態または要支援状態にあり、療養上の観点から主治の医師が薬剤師の訪問を包括的に必要と認めた利用者に対し、第一薬局の薬剤師が適正な居宅療養管理指導を提供することを目的とします。
運営の方針	<p>①利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めます。</p> <p>②上記①の観点から、市町村、居宅介護支援事業者、他の居宅サービス事業者その他の保健、医療、福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。</p> <p>③利用者の療養に資する等の観点から、当該利用者に直接係わる上記関係者に必要な情報を提供する以外、業務上知り得た利用者または家族の秘密を他に漏らすこととはいたしません。</p>

## 3. 提供するサービス：当事業所がご提供するサービスは以下の通りです。

### 【居宅療養管理指導サービス】

- ①当事業所の薬剤師が、医師の包括的指示に基づいて薬剤を調剤するとともに、利用者の居宅を訪問し、薬剤の保管・管理や使用に関するご説明を行うこと等により、薬剤を有効かつ安全にご使用いただけるよう努めます。
- ②サービスのご提供に当たっては、懇切丁寧に行い、分りやすくご説明いたします。もし薬について分らないことや心配なことがあれば、担当の薬剤師にご遠慮なく質問・相談して下さい。

## 4. 担当薬剤師

### 【担当薬剤師は、以下の通りです。】

担当薬剤師：担当薬剤師は身分証を携帯していますので、必要な場合はいつでもその提示をお求めください。利用者さまは、いつでも担当薬剤師の変更を申し出ることができます。その場合、当事業所は当該サービスの目的に反する等の変更を拒む正当な理由がない限り、変更の申し出に応じます。また、当事業者は担当薬剤師の病気、退職等の正当な理由がある場合、事前に利用者さまの同意を得た上で、担当薬剤師を変更することができます。

責任者： 川崎 勝

## 5. 通常の営業日時

【当事業所の通常の営業時間とサービス提供実施地区は、次の通りです。】

営業日	月曜日から金曜日まで。 但し、国民の祝祭日及び年末年始（12月31日～1月3日）を除きます。
営業時間	月曜日から金曜日の午前9：00～午後6：00

サービス提供実施地区：船橋市・習志野市・八千代市・その他 16km圏内

## 6. 緊急時の対応等

- ①緊急時等の体制として、携帯電話等により24時間常時連絡が可能な体制を取っています。
- ②必要に応じ利用者の主治医または医療機関に連絡を行う等、対応を図ります。
- ③通常のサービス提供地域以外の方には対応可能な他の事業所を速やかに考慮いたします。

## 7. 利用料 【サービスの利用料は、以下の通りです。】

介護保険制度の規定により、以下の通り定められています。	
患者1人につき月4回（末期の悪性腫瘍の方、注射による麻薬の投与が必要な方及び中心静脈栄養法の対象患者様にあっては、週2回かつ月8回）に限り算定する。	
*麻薬指導加算 1回100単位追加	
*医療用麻薬持続注射療法加算 1回250単位追加	
*在宅中心静脈栄養加算 1回150単位追加	
<input type="checkbox"/> 単一建物10人以上の患者様（算定回数は介護環境で異なります） 居宅療養管理指導サービス費として 1回342単位	
<input type="checkbox"/> 単一建物2～9人の患者様（算定回数は介護環境で異なります） 居宅療養管理指導サービス費として 1回379単位	
<input type="checkbox"/> 単一建物 1人の患者様 （算定回数は介護環境で異なります） 居宅療養管理指導サービス費として 1回518単位 令和6年6月現在	
※上記は厚生労働省による介護点数の改定により変更されることがあります。	

## 8. 苦情申立窓口

当事業所のサービス提供にあたり、苦情や相談があれば、下記までご連絡下さい。

- ①連絡先：047-406-5501
- 担当：第一薬局 船橋店 介護事業部